

○第 1 1 2 回添加物専門調査会

日 時：平成 24 年 11 月 15 日（木）13:59～17:09

議事概要：

（１）３－エチルピリジンに係る食品健康影響評価について

・３－エチルピリジンに関する評価要請者からの補足資料の内容を踏まえ、反復投与毒性等について審議を行った。審議の結果、３－エチルピリジンは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価された。評価書案は一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 欧米において、焼菓子、ソフト・キャンデー類、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、肉製品、清涼飲料等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

（２）アンモニウムイソバレレートに係る食品健康影響評価について

・アンモニウムイソバレレートに関する評価要請者からの補足資料の内容を踏まえ、反復投与毒性等について審議を行った。審議の結果、アンモニウムイソバレレートは、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価された。評価書案は、一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 欧米において、肉製品、焼菓子、ソフト・キャンデー類、冷凍乳製品類、清涼飲料、ゼラチン・プリン類等の様々な加工食品に、風味の向上等の目的で添加されています。

（３）酢酸カルシウム及び酸化カルシウムに係る食品健康影響評価について

・酢酸カルシウム及び酸化カルシウムに関する評価要請者からの補足資料の内容を踏まえ、一日摂取量の推計等について審議を行うとともに、ヒトにおける知見等について審議を行った。継続審議となった。

* 酢酸カルシウムはpH調整剤、製造用剤、栄養強化剤として、酸化カルシウムはpH調整剤、製造用剤、イーストフード、栄養強化剤として使用されます。

以上